

山梨市商工業振興融資促進事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 31 日

告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、経営の安定及び事業の発展を図るための資金の融資を受けた商工業者に対し、予算の範囲内において当該融資の借入金額に応じた補助金を交付するものとし、その交付に関し、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「商工業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- (2) 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる商工業者は、山梨市商工会（以下「商工会」という。）経由の事業資金の融資を受けた者で、次に掲げる要件いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に継続して 1 年以上事業所を有し、引き続き事業を継続しようとする者又は市内での開業予定者
- (2) 個人事業者の場合は、市内に事業所及び住所を有すること。
- (3) 法人の場合は、市内に本店を有すること
- (4) 納期の到来している市税等を完納している者

(補助対象となる融資)

第 4 条 補助対象となる融資（以下「対象融資」という。）は次に掲げるものとし、対象融資の種類は設備資金及び運転資金とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金

- (2) 山梨県商工業振興資金
 - (3) 山梨県商工貯蓄共済融資
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象融資の当初借入金額の1パーセントとし、同一の商工業者に対する同一年度内の補助金額は10万円を上限とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付に係る協定)

第6条 市長は、補助金の交付に係る事務の一部を商工会に委任するものとする。この場合において、市長は、商工会長との間に協定を締結するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 対象融資の借入れの決定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山梨市商工業振興融資促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、運転資金の場合は借入日が、設備資金の場合は設備の完成日が、4月1日から9月30日までの分は9月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの分はその年の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等を完納していることを証明する書類
- (2) 金融機関の発行する借入を証する書類及び償還予定表の写し
- (3) 設備の完成を証明できる写真等及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、山梨市商工業振興融資促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは申請者に速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段による申請をしたとき。
- (3) 約定どおり元金の返済及び利子の支払いを行っていないとき。
- (4) 借入金が融資の申込みどおりの用途に使われていないとき。

(報告及び調査)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、貸付状況の報告を求め、その内容を調査することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。